

修正箇所を太字、下線で示しています。

(8) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音への影響ができる限り緩和され、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

また、施設稼働騒音の予測結果は、表 4.2.35 に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表 4.2.35 環境保全に関する目標（施設の稼働）

予測地点	項目	環境保全に関する目標	備考
特定騒音 No.1、No.2	安曇野市 公害防止 条例	対象事業実施区域の敷地境界における騒音レベルを以下のとおりとした。 昼 間： 65dB 以下 朝・夕： 65dB 以下 夜 間： 55dB 以下	—
総合騒音 No.3	騒音に係る環境基準	騒音に係る環境基準以下（B 類型、道路に面する地域）とした。 昼 間： 65dB 以下 夜 間： 60dB 以下	予測地点については、環境基準は設定されていないが、道路に面する地域の基準値を目標とした。

(9) 評価結果

1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「低騒音型の設備機器の使用」、「騒音の大きい機器の屋内配置」を実施する予定である。

「低騒音型の設備機器の使用」により発生源となる騒音を抑え、著しい騒音を発生させる設備機器については、必要に応じて防音構造の専用室に設置し、騒音を抑制する。

これらの対策の実施により、施設の稼働に伴い発生する騒音の影響は緩和するものとする。

以上のことから、施設の稼働に伴い発生する騒音の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

2) 環境の保全に関する目標との整合性に係る評価

施設の稼働に伴い発生する施設稼働騒音の予測結果を表 4.2.36 に示す。

敷地境界の予測地点である特定騒音 No.1、No.2 の騒音レベルは、昼間が 52dB、53dB、夜間がいずれも 49dB であった。周辺民家の代表地点である総合騒音 No.3 の騒音レベルは、昼間が 58dB、夜間が 52dB であった。いずれの予測地点も環境保全に関する目標を満足していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。